

# 大町市地球温暖化対策実行計画

【事務事業編】

令和6年（2024年）4月

大 町 市

# — 目 次 —

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 第1章 背景                         |    |
| 1 気候変動の影響                      | 1  |
| 2 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向            | 1  |
| 3 地球温暖化対策をめぐる国内の動向             | 1  |
| 4 日本の年平均気温の偏差の経年変化（1898～2023年） | 2  |
| 5 本計画とSDGsの関わり                 | 3  |
| 6 2050年ゼロカーボンシティ宣言             | 4  |
| 第2章 旧計画の概要                     | 5  |
| 第3章 温室効果ガス排出量                  | 9  |
| 第4章 本計画の基本的事項                  |    |
| 1 策定の趣旨                        | 13 |
| 2 計画の範囲                        | 13 |
| 3 計画の期間                        | 13 |
| 第5章 削減目標                       |    |
| 1 温室効果ガスの削減目標                  | 14 |
| 2 目標値の設定方法                     | 14 |
| 第6章 施策の推進                      |    |
| 1 推進方法                         | 15 |
| 2 具体的な施策                       | 15 |
| 3 重点的な取組み                      | 17 |
| 第7章 計画の進行管理等                   |    |
| 1 計画の進行管理の考え方                  | 19 |
| 2 研修・意識啓発等                     | 19 |
| 3 見直し                          | 19 |
| 4 公表                           | 19 |

### 1 気候変動の影響

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021（令和3）年8月には、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第6次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大气、海洋、氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測され、地球温暖化を防止することは人類共通の課題とされています。

### 2 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向

2015（平成27）年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来、18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018（平成30）年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050（令和32）年頃までに正味ゼロとすることが必要とされ、この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

### 3 地球温暖化対策をめぐる国内の動向

2020（令和2）年10月に、国は「2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言しました。

2021（令和3）年6月には地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が公布され、2050（令和32）年までの脱炭素社会の実現を基本理念として位置づけるとともに、国・地方脱炭素実現会議においては、全国で脱炭素の基盤となる重点施策（公共施設等における徹底した省エネ等）を実施するための「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。

2021年10月には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対

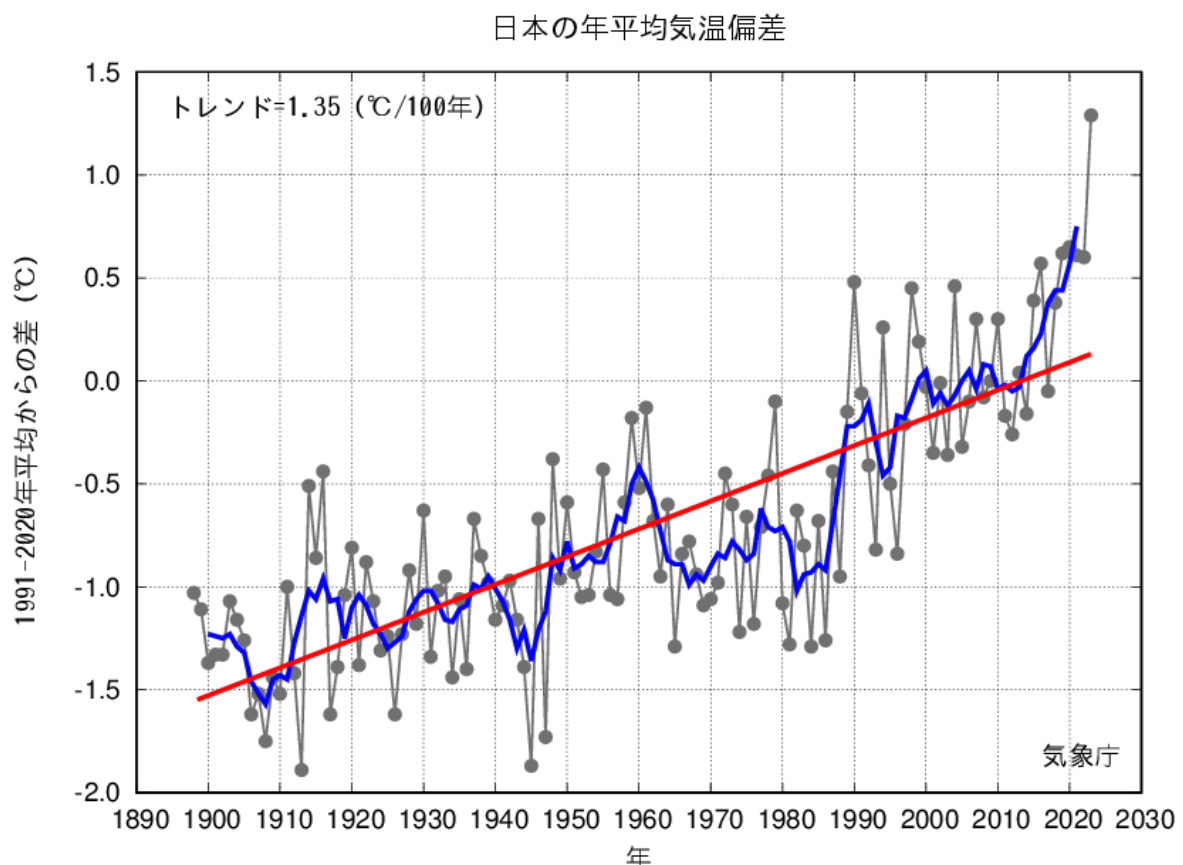
策計画が5年ぶりに改定され、2030（令和12）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度比で46%削減を目標とするとともに、さらに50%削減の高みを目指して挑戦を続けることが表明されました。

地球温暖化対策計画は、我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進法第8条に基づいて策定する、地球温暖化に関する総合的な計画です。この中では、地方公共団体の役割として、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきであるとされています。

#### 4 日本の年平均気温の偏差の経年変化（1898～2023年）

2023（令和5）年の日本の平均気温の基準値（1991～2020年の30年平均値）からの偏差は+1.29℃で、1898（明治31）年の統計開始以降、2020（令和2）年を上回り最も高い値となりました。日本の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年あたり1.35℃の割合で上昇しています。特に1990年代以降、高温となる年が頻出しています。また、日最高気温30℃以上の真夏日と日最高気温35℃以上の猛暑日の年間日数も増加傾向にあります。

今後、気温が上昇するにつれて、豪雨等の極端な気象現象の増加による被害や影響が高まることをはじめ、農作物の品質の低下、栽培適地の変化等の農林水産業への影響、植生や野生生物の分布の変化等の生態系への影響等を含め、産業・経済活動や国民生活へ様々な影響が及ぶ可能性が懸念されています。



## 5 本計画とSDGsの関わり

SDGsは、2030（令和12）年までに「持続可能で多様性と包摂性のある社会」を実現することを目指し、2015（平成27）年に国連サミットで採択された国際目標です。17のグローバル目標があり、それを具体化した169のターゲット（達成基準）、232の指標が定められ、世界共通のモノサシとして、「誰一人取り残さない持続可能な社会づくり」の達成を目指すものです。

国では、中長期を見通した持続可能なまちづくりのため、地方創生に資する、地方自治体による持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組みを推進していくことが重要と位置付けており、地方創生分野における日本の「SDGsモデル」の構築に向け、自治体によるSDGsの達成に向けた優れた取組みを提案する都市を「SDGs未来都市」として選定しており、大町市は、2020（令和2）年7月に他の32自治体とともに、長野県内の基礎自治体で初めて国から選定されました。

今後も、SDGs未来都市として、SDGsの達成に向けた主な取組みをまとめた「大町市SDGs未来都市計画」を基本に計画に掲げた様々な施策について、市民の皆様を主体として、関係団体や企業の皆様と連携を一層強化し、持続可能なまちづくりに努めます。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 6 2050年ゼロカーボンシティ宣言

環境省では2050（令和32）年までにCO2排出量を実質ゼロとすることに取り組むことを表明した地方公共団体を『ゼロカーボンシティ』として、国内外に発信しており2021（令和3）年8月時点で、444の自治体がゼロカーボンシティの表明をしています。

大町市においても、未来を託す世代に持続可能な地域を引き継ぐために、市民・行政・事業者が一体となり、「2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロ」に向けて挑戦する旨を「大町市ゼロカーボンシティ宣言」として2022（令和4）年3月24日に表明しました

本計画では、公共施設のゼロカーボンを目指した取り組みとして、建築物や機器・設備の省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入拡大と電力の転換、ごみの発生抑制と資源化などを推進します。



長野県大町市は「SDGs 未来都市」です

### 大町市ゼロカーボンシティ宣言

— 2050年脱炭素社会を目指して —

近年、地球温暖化が起因とされる異常気象や自然災害が世界各地で頻発し、国内においても、猛威を振るう大型台風や局地的な集中豪雨などにより、未曾有の大災害が発生し、甚大な被害をもたらしています。

また、二酸化炭素などの温室効果ガスによる温暖化は、水資源や生態系、幅広い産業活動に深刻な影響を及ぼしており、人類の生存や人間社会存続への重大な脅威として危機感を共有し、最小限に抑える対策への真剣な取り組みが人類共通の喫緊の課題となっています。

市では、大町市環境方針を2002年（平成14年）に制定し、行政分野での省エネ、省資源化に着手する一方、2020年（令和2年）には、SDGs未来都市の選定を受け、気候変動とその影響を軽減するための開発目標（SDGs）に根差した取り組みも始まっています。また2022年（令和4年）には、大町市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、新たに二酸化炭素排出量実質ゼロの目標を掲げています。

今後、いっそう急速に進行する地球規模の気候変動に対し、対策の更なる進化には、協働の理念のもと、行政・市民・事業者が一体となった全市的な取り組みの強化とともに、小水力や木質バイオマスなど地域特性を活かした再生可能な自然エネルギーの普及と、循環型社会を目指すリサイクルなど省資源、省エネの推進が不可欠です。

大町市には、先人が守り残した豊かな水資源や森林資源など、再生可能な自然エネルギーの創出に寄与する自然があふれています。将来にわたり、秀麗な北アルプスの麓に位置する大町市の美しく豊かな自然環境と良好な生活環境の保全を実現し、未来を託す世代に持続可能な地域を引き継ぐため、脱炭素社会の構築に向けた二酸化炭素の排出量削減に取り組み、2050年までにゼロカーボンシティを目指すことをここに宣言します。

2022年3月24日

大町市長

牛越 徹



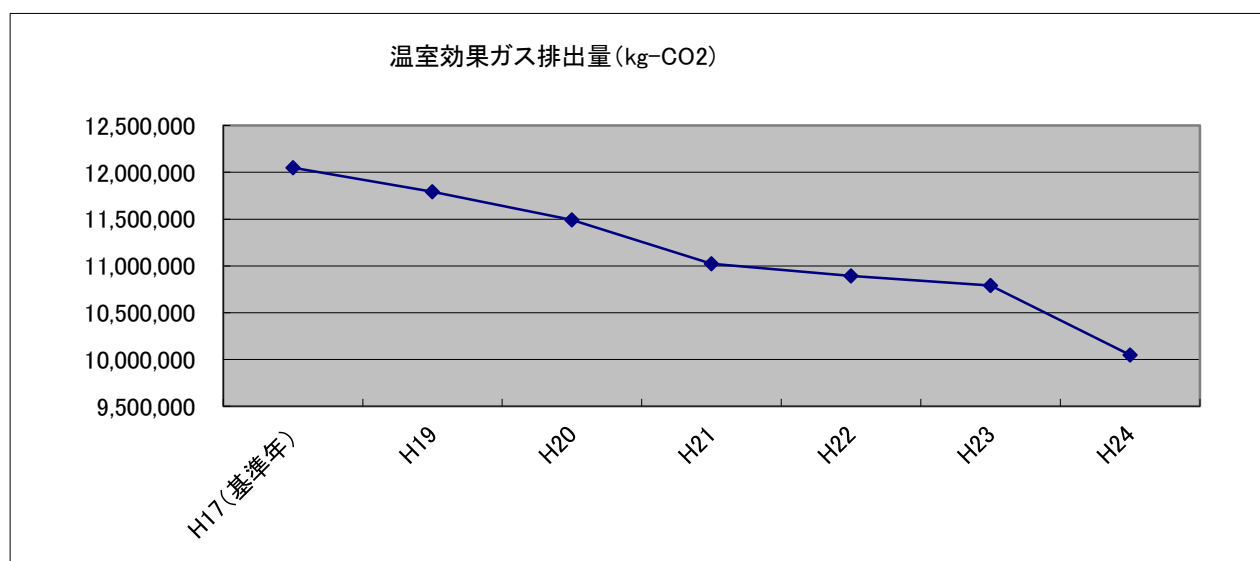
## 第2章 旧計画の概要

旧計画である「大田市地球温暖化防止実行計画」は、京都議定書における温室効果ガスの削減目標を達成するために定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）第21条第1項の規定に基づいて平成19年4月に策定しました。

平成24年度の温室効果ガス排出量の実績は、平成17年度比で16.6%の削減となり、前倒して目標を達成しています。

- (計画の期間) 平成19年度から平成24年度までの6か年  
 (基準年度) 平成17年度  
 (対象範囲) 市の主要施設において市が直接行う事務事業（道路、公園、公衆トイレ等の温室効果ガス排出量が軽微な施設は除く。  
 また、指定管理者制度を導入または導入予定の施設は除く。）  
 (削減目標) 平成17年度（基準年度）比で温室効果ガス排出量を6%削減

(達成状況) 下表のとおり

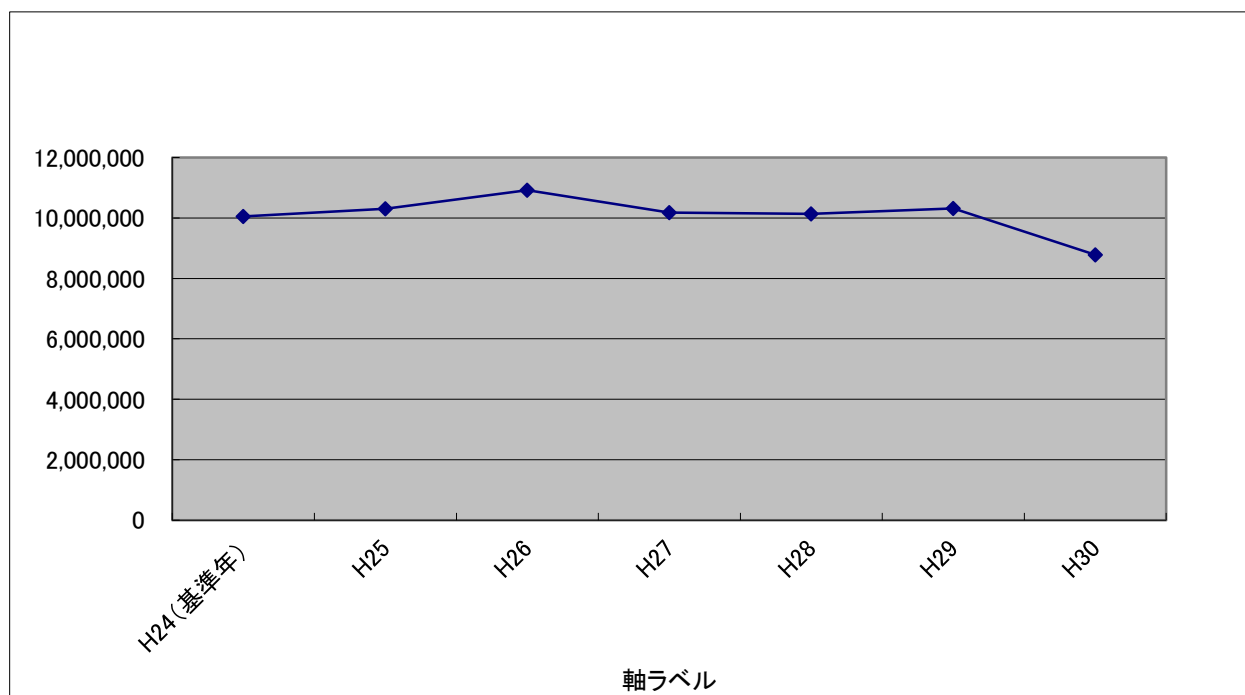


| 年度                        | H17 (基準年)  | H19        | H20        | H21        | H22        | H23        | H24        |
|---------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> ) | 12,050,291 | 11,792,493 | 11,491,154 | 11,023,704 | 10,892,778 | 10,789,785 | 10,047,164 |
| 削減率 (目標 6%)               | 0          | 2.14       | 4.64       | 8.52       | 9.61       | 10.46      | 16.62      |

また、平成25年度から平成29年度までの5か年を計画期間とした後継計画については、平成24年度を基準年度として計画期間中の1年度ごと削減目標を1%とし、平成29年度において5%の削減目標を図ることとしましたが、目標達成には至りませんでした。

計画期間を1年経過した平成30年度においては、ごみ処理施設の運営主体が北アルプス広域連合となりましたが、大町市のごみ処理から排出される温室効果ガスを当計画に反映したところ、基準年度比で12.61%の削減となり目標を達成しています。

- (計画の期間) 平成25年度から平成29年度までの5か年
- (基準年度) 平成24年度
- (対象範囲) 市の主要施設において市が直接行う事務事業（道路、公園、公衆トイレ等の温室効果ガス排出量が軽微な施設は除く。  
また、指定管理者制度を導入または導入予定の施設は除く。）
- (削減目標) 平成24年度（基準年度）比で温室効果ガス排出量を5%削減
- (達成状況) 下表のとおり



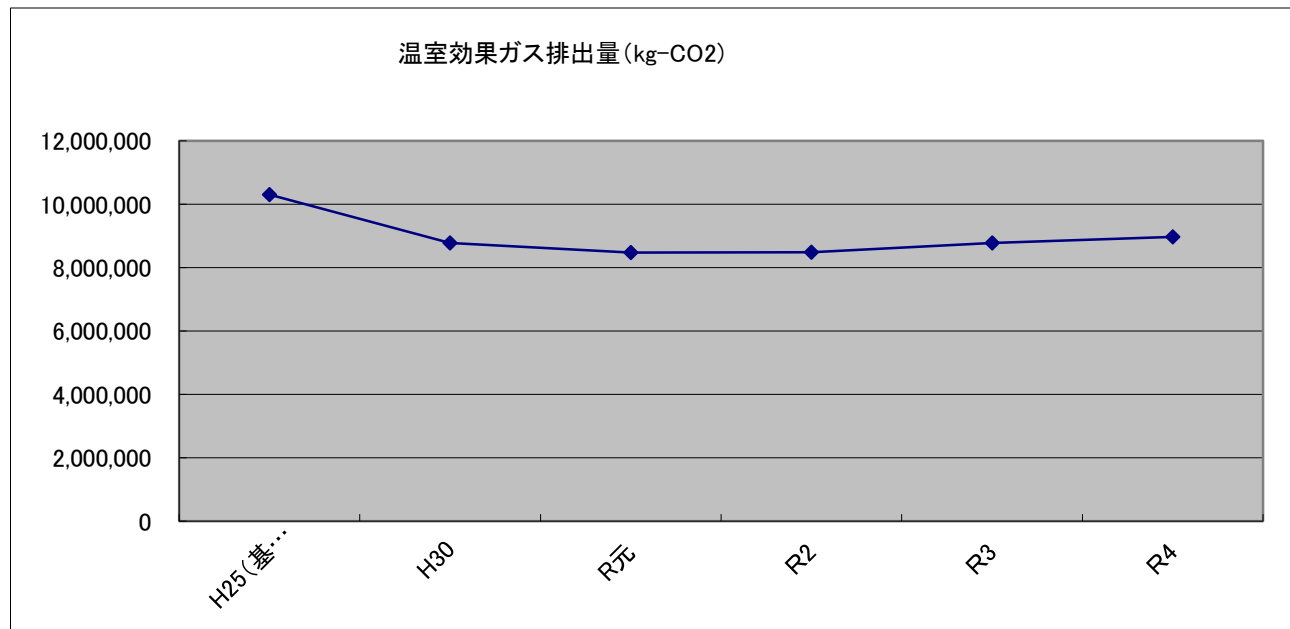
| 年度                 | H24<br>(基準年) | H25        | H26        | H27        | H28        | H29        | H30       |
|--------------------|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 排出量<br>(kg-CO2)    | 10,047,164   | 10,306,141 | 10,922,515 | 10,182,080 | 10,131,370 | 10,312,331 | 8,780,413 |
| 削減率 (%)<br>(目標 5%) | 0            | -2.58      | -8.71      | -1.34      | -0.84      | -2.64      | 12.61     |



さらに、令和元年度から令和5年度までの5か年を計画期間とした後続計画においては、国が平成27年7月17日に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030年（令和12年）度の温室効果ガス削減目標を2013年（平成25年）度比で26%減とする「日本の約束草案」を決定したことから、2013年の基準年度に対し計画期間の5年間の1年度ごと削減目標を2%とし、2023年（令和5年）度目標値（中間）で10%の削減、2030年（令和12年）度目標値で26%の削減を図ることとしました。

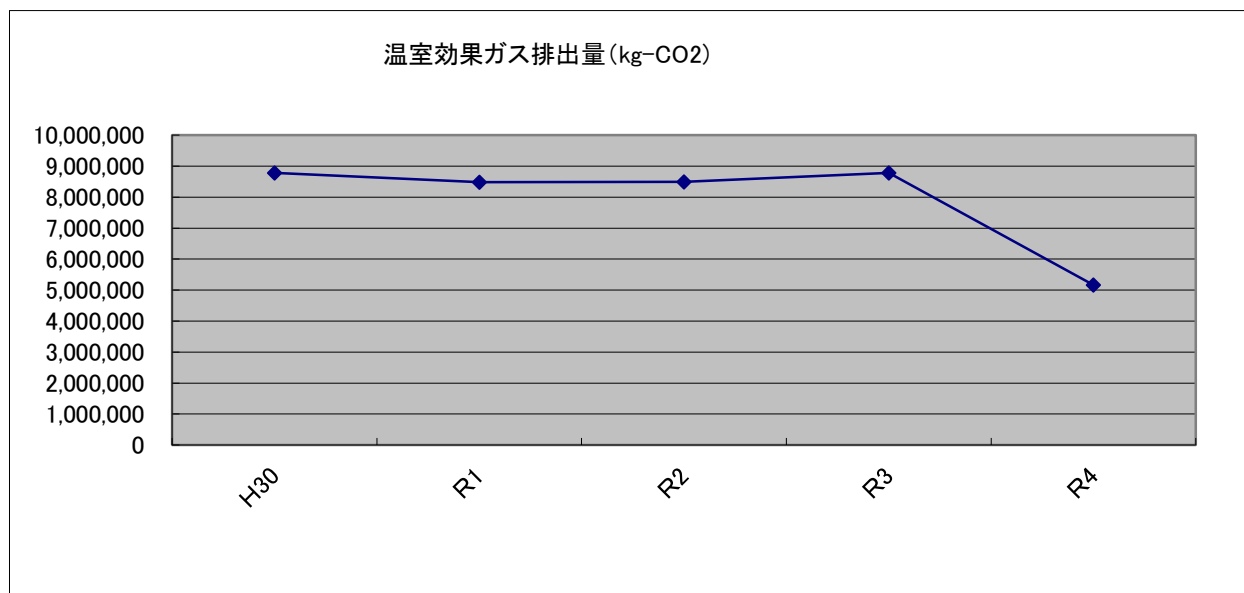
2023年度数値は、現時点では確定していませんが、計画期間内の毎年度数値に、北アルプス広域連合が運営するごみ処理施設の大町市分のごみ処理から排出される温室効果ガスを含めた中での2022年（令和4年）度数値では、基準年から約13%の削減が図られており、2023年度目標値の10%の削減を達成しています。

- （計画の期間） 令和元年度～令和5年度までの5か年
- （基準年度） 平成25年度
- （対象範囲） 市の主要施設において市が直接行う事務事業（道路、公園、公衆トイレ等の温室効果ガス排出量が軽微な施設は除く。また、指定管理者制度を導入または導入予定の施設は除く。）
- （削減目標） 平成25年度（基準年度）比で温室効果ガス排出量を10%削減
- （達成状況） 下表のとおり



| 年度                 | H25        | H30       | R1        | R2        | R3        | R4        | R5<br>(目標値) |
|--------------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 排出量<br>(kg-CO2)    | 10,306,141 | 8,780,413 | 8,478,567 | 8,488,372 | 8,783,609 | 8,971,643 | (9,275,527) |
| 削減率 (%)<br>(目標 5%) | 0          | 14.8      | 17.73     | 17.64     | 14.77     | 12.95     | (10)        |

今回の大田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）においては、北アルプス広域連合が運営する北アルプスエコパーク及びリサイクルパークを除外し、純粋に「大田市」が保有する施設を対象とした計画としていくため、2022 年度数値から上記施設を除外した場合の状況を以下に記載します。



| 年度                | H25        | H30       | R1        | R2        | R3        | R4               | R5<br>(目標値) |
|-------------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------------|-------------|
| 排出量<br>(kg-CO2)   | 10,306,141 | 8,780,413 | 8,478,567 | 8,488,372 | 8,783,609 | <b>5,167,585</b> | (9,275,527) |
| 削減率(%)<br>(目標 5%) | 0          | 14.8      | 17.73     | 17.64     | 14.77     | <b>50.14</b>     | (10)        |

### 第3章 温室効果ガス排出量

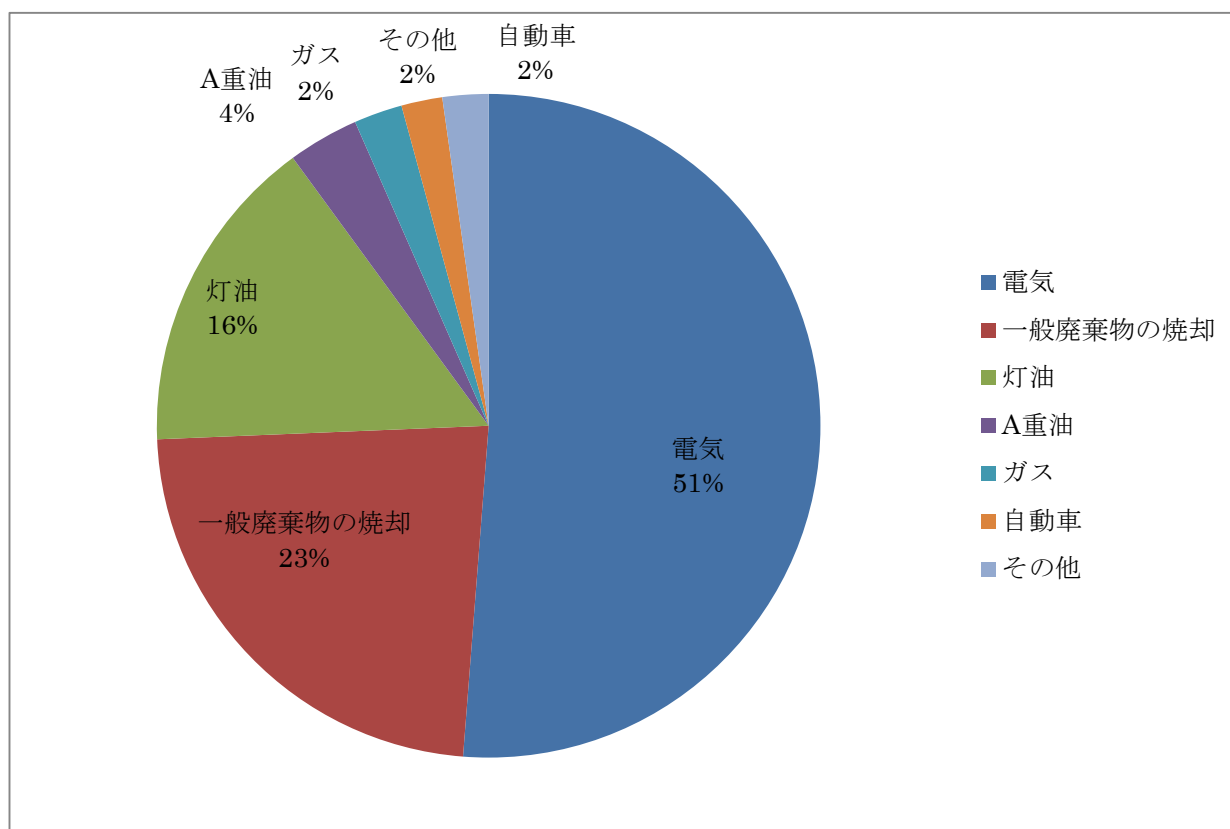
#### ○温室効果ガス排出量の状況【2013（平成25）年度：基準年】

温室効果ガスの排出量をガスの種類別にみると、CO<sub>2</sub>が約97%と最も多くなっています。

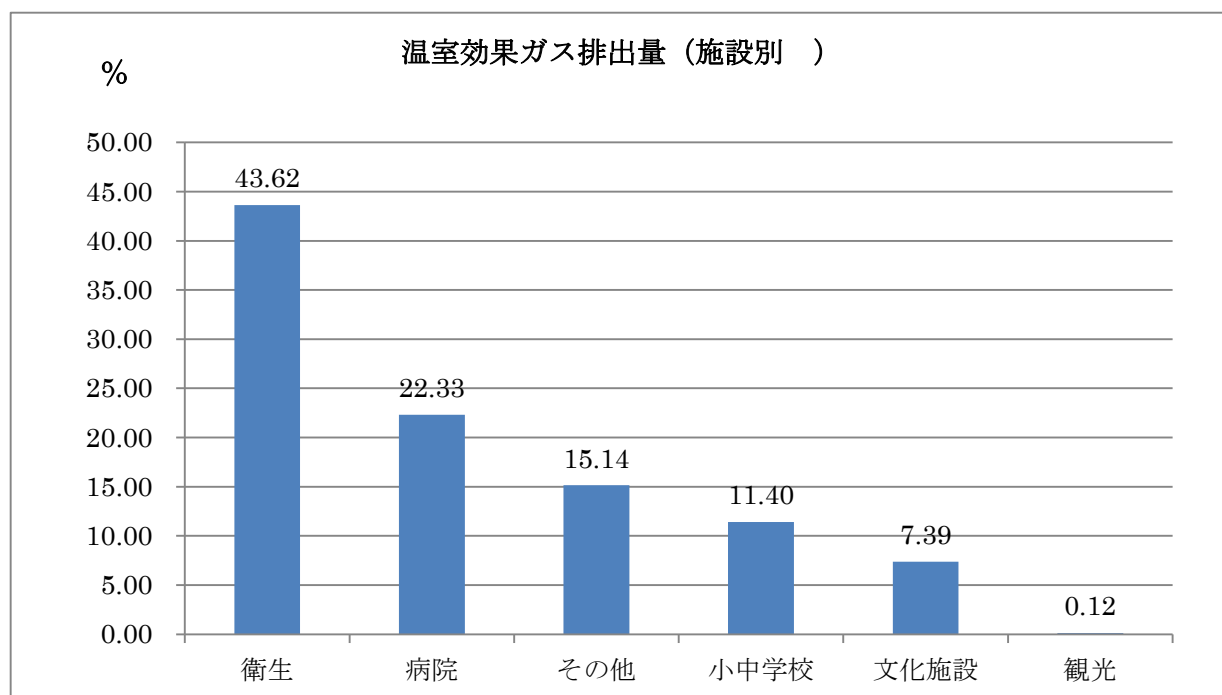
温室効果ガス排出量（大町市）

|                          | 温室効果ガス排出量(kg-CO <sub>2</sub> ) | 割合(%) |
|--------------------------|--------------------------------|-------|
| 二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )  | 9,957,095                      | 96.6  |
| メタン(CH <sub>4</sub> )    | 51,404                         | 0.5   |
| 一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O) | 297,642                        | 2.9   |
| 温室効果ガス総排出量               | 10,306,141                     | 100.0 |

要因別に見ると、電気の使用量に伴う温室効果ガスの排出量が総排出量の51%を占め、ついで一般廃棄物に含まれるプラスチック類の焼却に伴う二酸化炭素の排出量が23%、以下燃料として使う灯油、A重油、ガス、自動車の走行の順となっています。



施設別にみると、衛生施設が約44%で最も多く、以下、病院、その他、小中学校、文化施設、観光施設の順となっています。



|                        | 衛生        | 病院        | その他       | 小中学校      | 文化施設    | 観光     | 計          |
|------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|--------|------------|
| CO2                    | 4,261,713 | 2,217,162 | 1,548,154 | 1,172,250 | 747,259 | 10,557 | 9,957,095  |
| CH4                    | 34,639    | 0         | 4,920     | 1,797     | 8,933   | 1,115  | 51,404     |
| N2O                    | 199,685   | 83,700    | 7,440     | 1,034     | 5,141   | 642    | 297,642    |
| HFC                    | 0         | 0         | 0         | 0         | 0       | 0      | 0          |
| PFC                    | 0         | 0         | 0         | 0         | 0       | 0      | 0          |
| SF6                    | 0         | 0         | 0         | 0         | 0       | 0      | 0          |
| 温室効果ガス<br>排出量 (kg-CO2) | 4,496,037 | 2,300,862 | 1,560,514 | 1,175,081 | 761,333 | 12,314 | 10,306,141 |
| 全体を占める<br>割合 (%)       | 43.62     | 22.33     | 15.14     | 11.40     | 7.39    | 0.12   | 100.00     |

### ○温室効果ガス排出量の状況【2022（令和4）年度】

2022 年度の実績値から、北アルプス広域連合が運営する北アルプスエコパーク及びリサイクルパークを除外したため、一般廃棄物の焼却等による温室効果ガスの排出量が削減されています。

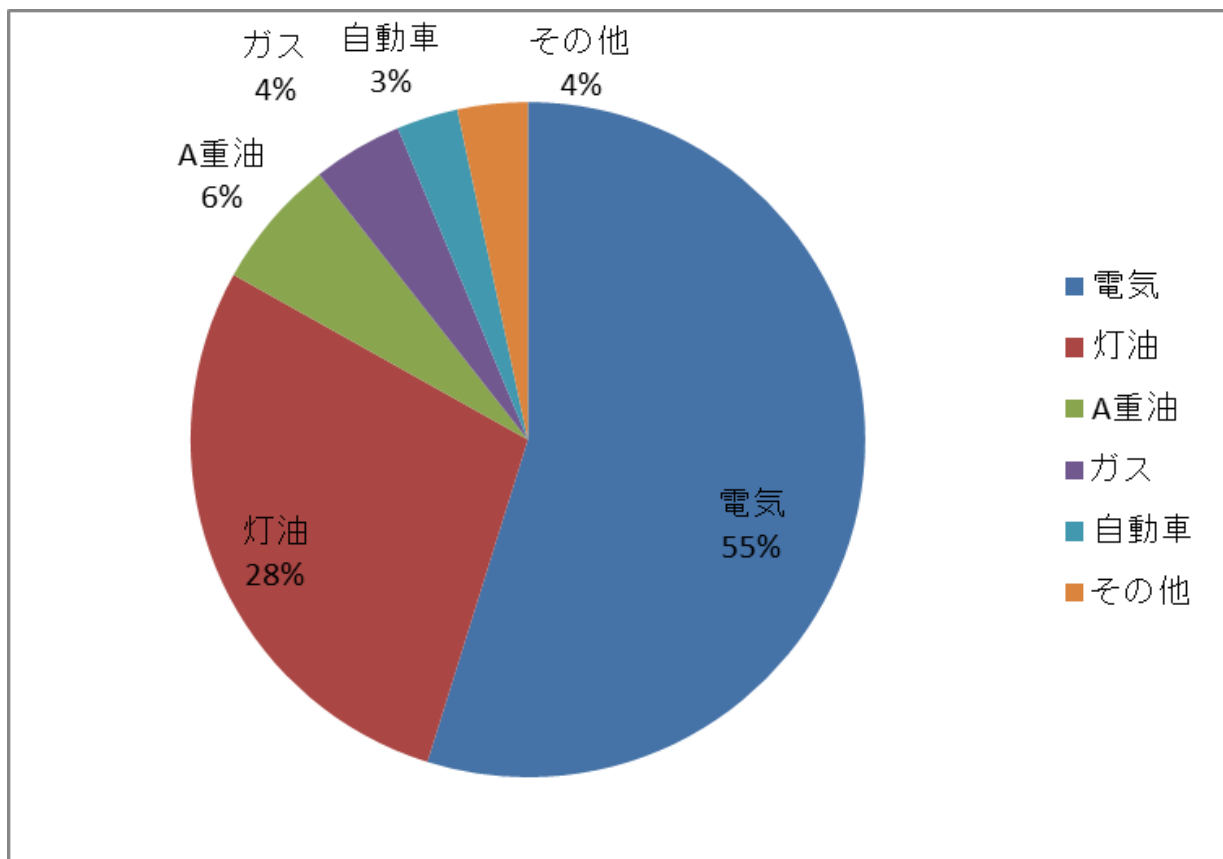
温室効果ガスの排出量をガスの種類別にみると、CO<sub>2</sub>が約98%と最も多くなっています。

温室効果ガス排出量（大町市）

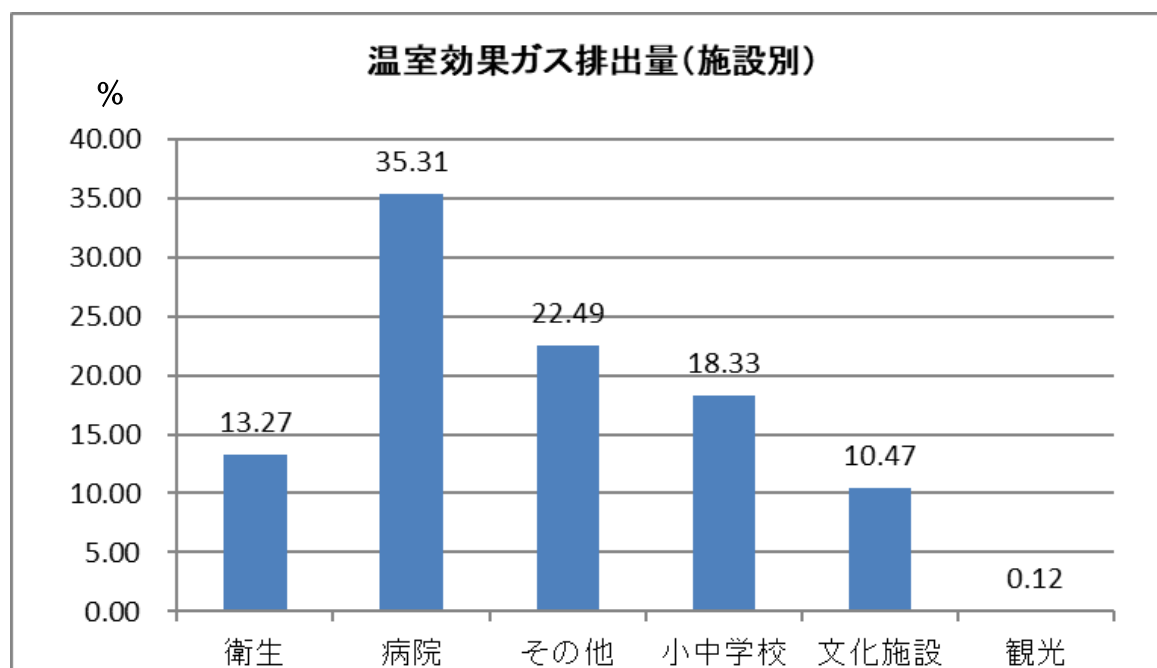
|                          | 温室効果ガス排出量(kg-CO <sub>2</sub> ) | 割合(%) |
|--------------------------|--------------------------------|-------|
| 二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )  | 5,041,738                      | 97.6  |
| メタン(CH <sub>4</sub> )    | 42,330                         | 0.8   |
| 一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O) | 83,516                         | 1.6   |
| 温室効果ガス総排出量               | 5,167,585                      | 100.0 |

※小数点以下を四捨五入しているため、合計値が合致していません。

要因別に見ると、上記の理由から一般廃棄物に含まれるプラスチック類の焼却に伴う二酸化炭素の排出量はなくなり、電気の使用量に伴う温室効果ガスの排出量が、総排出量の55%と突出しております。以下、燃料として使う灯油、A重油、ガス、自動車の走行の順となっています。



施設別にみると、病院が約35%で最も多く、以下、その他（庁舎ほか）、小中学校、衛生施設、文化施設、観光施設の順となっています。



|                        | 衛生      | 病院        | その他       | 小中学校    | 文化施設    | 観光    | 計         |
|------------------------|---------|-----------|-----------|---------|---------|-------|-----------|
| CO2                    | 579,741 | 1,824,685 | 1,151,993 | 945,839 | 534,809 | 4,671 | 5,041,738 |
| CH4                    | 32,936  | 0         | 3,385     | 991     | 3,903   | 1,115 | 42,330    |
| N2O                    | 73,037  | 0         | 7,021     | 570     | 2,246   | 642   | 83,516    |
| HFC                    | 0       | 0         | 0         | 0       | 0       | 0     | 0         |
| PFC                    | 0       | 0         | 0         | 0       | 0       | 0     | 0         |
| SF6                    | 0       | 0         | 0         | 0       | 0       | 0     | 0         |
| 温室効果ガス<br>排出量 (kg-CO2) | 685,714 | 1,824,685 | 1,162,399 | 947,400 | 540,958 | 6,428 | 5,167,584 |
| 全体を占める<br>割合 (%)       | 13.27   | 35.31     | 22.49     | 18.33   | 10.47   | 0.12  | 100.00    |

※小数点以下を四捨五入しているため、合計値が合致していません。

## 第4章 本計画の基本的事項

### 1 策定の趣旨

本計画は、京都議定書における温室効果ガス削減目標を達成するために定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条の3の規定に基づいて策定したものであり、同条に基づいて令和元年4月に策定していた「大田市地球温暖化防止実行計画」の後継計画に当たります。

### 2 計画の範囲

本計画の対象とする範囲は、市が直接行う事務事業（以下「市の事務事業」といいます。）とします。なお、道路、公園、公衆トイレ等の温室効果ガスの排出量が軽微な施設は除きます。また、指定管理者制度を導入した又は導入予定の施設は対象から除きます。

#### ・計画の対象とする温室効果ガス

本計画において排出量の削減対象とする「温室効果ガス」とは、京都議定書で定められた、次に掲げる6種類のガスのうち、アからウまでのガスとします。エについては、使用量が少なく、才及び力については、本市関連施設において使用実績及び使用見込みがないことにより、対象から除きます。

- ア 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）
- イ メタン（CH<sub>4</sub>）
- ウ 一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）
- エ ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）
- オ パーフルオロカーボン類（PFCs）
- カ 六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）

### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和12年度までの7カ年とします。



## 第5章 削減目標

### 1 温室効果ガスの削減目標設定の考え方

地球温暖化対策推進法の改正に伴い、2021（令和3年）年10月に改訂が閣議決定された、地球温暖化対策計画においては、2030（令和12）年度末までに、温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度から46%削減することを目指すとされています。本市では、2022年度実績値から広域化されたごみ処理施設を対象施設から除外したことを踏まえて、本市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量削減目標を設定します。

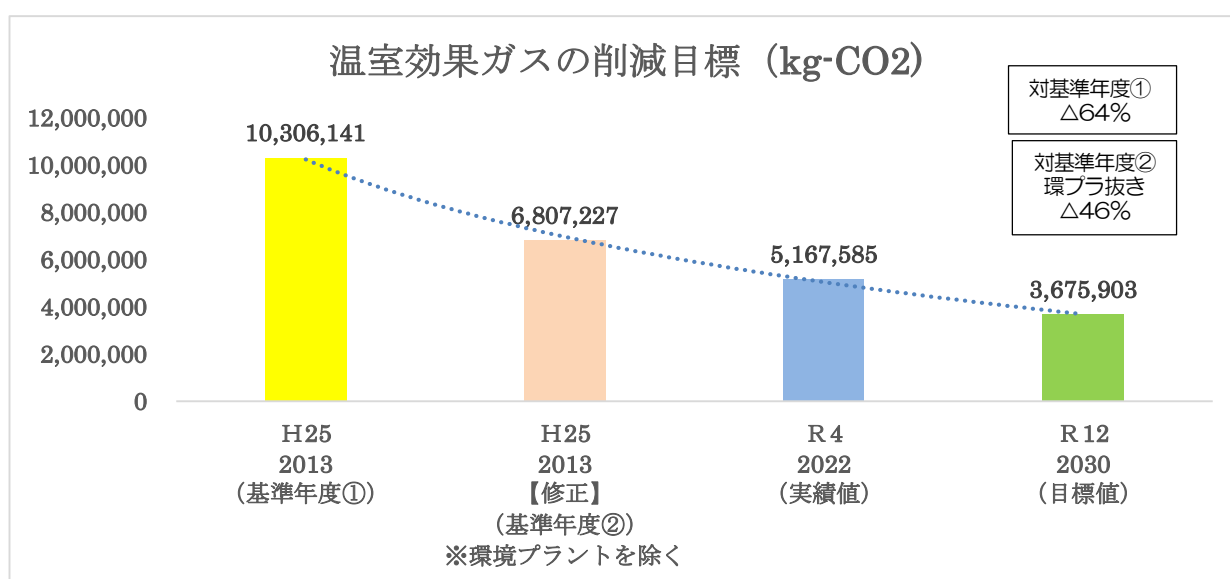
なお、削減量は、平成25年度における事務事業を基準とし、建物、施設の新設に係る増加分は含まないものとします。新設の建物、施設については、新技術の導入などで省エネルギーに努めるものとします。

### 2 温室効果ガスの削減目標

本計画における温室効果ガス排出量の削減目標は、目標年度の2030年度に、基準年度①の2013年度比64%削減、また、2022年度実績から、北アルプスエコパーク及びリサイクルパークが除外されたことに伴い、同等の条件下における削減率を設定していくため、2013年度実績から環境プラントの排出量を除外した、基準年度②の【修正】2013年度比46%削減することを目指します。

（単位：kg-CO<sub>2</sub>）

| 平成25年度<br>2013年度<br>（基準年度①） | 平成25年度<br>2013年度<br>【修正】<br>（基準年度②）<br>※環境プラント除外 | 令和4年度<br>2022年度<br>（実績値） | ※令和12年度<br>2030年度<br>（目標値）<br>※ 対基準年度①：△64%<br>対基準年度②：△46% |
|-----------------------------|--|--------------------------|--|
| 10,306,141                  | 6,807,227  | 5,167,585                | 3,675,903  |



計画期間中は、2022年度実績値から、1年度ごとの削減目標は約4%とし、計画期間の7年間で、2022年度比28%の削減を図ることとします。

## 第6章 施策の推進

### 1 推進方法

本計画に掲げる施策を着実に推進することはもとより、取組みの視点や計画の内容について継続的な改善を図ることが重要です。

そこで、①本計画（Plan）に基づいて、②取組みを推進（Do）し、③進捗状況の点検と結果の公表を行い（Check）、さらに④点検結果を踏まえて取組みの視点や計画を見直し（Act）、PDCAサイクルによる継続的改善を図ります。

### 2 具体的な施策

#### （1）ゴミの減量・資源化に関する取組み

- ア 廃棄物の分別回収を徹底し、庁内ゴミの3R（リデュース、リユース、リサイクル）に積極的に取り組む。
- イ 物品の使い捨て容器の購入はできるだけ控える。
- ウ 封筒、ファイル等の再利用に努める。
- エ マイカップ、マイボトルの使用に努める。
- オ イベント等で排出されるゴミの減量・資源化に努める。
- カ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- キ 市有財産の定期点検・整備・修繕等により長期使用に努める。
- ク 市全体への啓発に取り組み、ゴミの資源化に対する自主的な行動を促進するとともに、分別等の徹底によりゴミの資源化を推進する。
- ケ 市の行う公共事業による建設廃棄物の適正処理を徹底する。

#### （2）電気使用量の削減への取組み

- ア 始業前、休憩時、残業時等における不要な照明の消灯を行う。
- イ 効果的、計画的な事務処理に努め、夜間残業の削減を図り、照明の点灯時間の削減に取り組む。
- ウ トイレ、廊下等の断続的に使用する照明の適正使用に努める。
- エ 不要な照明の取り外しおよびこまめな消灯を行う。
- オ 照明におけるLED等の高効率照明への取り替えを推進する。
- カ 照明における人感センサーの設置を検討する。
- キ パソコンやコピー機の省電力モードの有効活用を図る。
- ク 長時間使用しないOA機器の電源OFF（可能な限りコンセントを抜く）を行う。
- ケ OA機器等のリース更新時や新規購入時における、高効率で待機電力の小さい省エネ機器の導入を促進する。
- コ エレベーターの適正使用に努める。
- サ 冷暖房設備の適正使用、適温調整（夏期28℃、冬期20℃）などをルール化

- し職員への周知、徹底を図る。
- シ 冷暖房中における窓や扉の開閉状況の確認および見回りによる使用していない部屋の空調停止を行う。
- ス 夏場における建物南側のブラインド、緑のカーテンの使用を行う。
- セ 会議室等、断続的に使用する部屋の冷暖房機器の使用後の運転停止確認を徹底する。
- ソ 再生可能エネルギーの導入を推進する。

### (3) 灯油・A重油の使用量の削減への取組み

- ア 冷暖房設備の適正使用、適温調整（夏期28℃、冬期20℃）、定期見回りによる使用量の削減に努める。
- イ 冷暖房中における窓や扉の開閉状況のチェックを行う。

### (4) ガス使用量の削減への取組み

- ア ガスの適正使用に努める。

### (5) 公用車の燃料（ガソリン）使用量の削減

- ア 不要なアイドリングを控えるよう努める。
- イ 急発進・急加速などを行わないエコドライブを実施する。
- ウ 公用車の相乗り等外出用務の効率化や合理的な走行ルートを選択による燃料の削減に努める。
- エ 車両を適正に整備・管理するとともに排気ガスの削減等に努める
- オ 公務時の公共交通機関等の利用に努める。
- カ 近距離における徒歩の励行、自転車の活用に努める。
- キ 公用車の低炭素化を推進する。

### (6) 環境に配慮した物品購入の推進

- ア 環境ラベリング(エコマーク、グリーンマーク等)対象製品の購入に努める。
- イ 物品の使用の合理化や運用改善による購入量の縮減に取り組む。
- ウ 事務用品の詰め替えやリサイクル可能品を優先して購入する。

### (7) 節水の推進

- ア 日常的に節水に心がける。
- イ 自動水栓、節水コマ等の節水型機器の導入を推進する。

### (8) 用紙使用量の削減

- ア 両面印刷、両面コピー、裏面利用等を徹底し、用紙の使用を削減する。
- イ コピーや印刷の部数を把握し、必要最小限のコピーや印刷に努める。
- ウ 会議資料は簡素化を図り、印刷は必要最小限の部数に留める。

- エ ミスコピー用紙は機密文書を除き、試し刷り、メモ用紙等に活用する。
- オ リサイクル用紙の購入に努める。
- カ 庁内の連絡はグループウェアや全庁共有等を活用し、ペーパーレス化を推進する。

(9) 施設の新築・改修等に関する取組み

- ア 施設の新築や改修の際は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した断熱等の性能を考慮した設計・整備（ネットゼロエネルギービルディング（ZEB）等）、高効率設備の導入を推進する。
- イ LED 照明等の高効率照明への更新を順次実施する。
- ウ 断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、トリプルガラス、樹脂サッシ等）を導入を推進する。
- エ 太陽光発電や木質バイオマスエネルギー利用等、再生可能エネルギーの導入を推進する。
- オ 公用車は、EV（電気自動車）、PHV（プラグインハイブリッド車）、低燃費車や小型車等への更新及び導入を推進する。また、それらへの給電設備についても、再生可能エネルギーの導入を進める。

(10) その他

- ア クールビズ・ウォームビズを推進する。
- イ ノーマイカーデー等、環境保全を奨励する日や期間を設ける。
- ウ 職員が参加できる環境保全活動について、必要な情報提供を行う。

3 重点的な取組み

市役所が目指す削減目標の達成に向け、前項に掲げる具体的な施策のうち、以下の2項目を重点取組みとして、長期的な視野で計画的に推進します。

(1) 照明のLED化

ア 目標

| 年度<br>内容    | 令和4年度<br>(2022年度)         | 令和12年度<br>(2030年度) | 令和22年度<br>(2040年度) | 令和32年度<br>(2050年度) |
|-------------|---------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 照明のLED化の達成率 | -                         | 80.0%              | 90.0%              | 100.0%             |
| 電気の使用量      | 現行ワット数<br>(90施設)<br>858kw | 406kw              | 350kw              | 293kw              |
| 電気使用量の削減率   | -                         | △52.7%             | △59.2%             | △66.0%             |

※ただし、倉庫等、使用時間が短い場所は除く。

イ 実施方法

- 計画的に既存施設の照明のLED化を進める。
- 新設する施設の照明は、建設時に原則LEDとする。
- 大町市公共施設個別施設計画により、施設の機能転換、複合化や廃止、除却の検討による施設総量の抑制並びに存続させるべき施設の長寿命化を図りながら、持続可能な施設管理と利便性の向上を目指すこととする。

(2) 公用車の低炭素化

ア 目標

| 内 容          |                 | 年 度 | 令和 5 年度<br>(2023 年度)<br>【基準年】 | 令和 12 年度<br>(2030 年度) | 令和 22 年度<br>(2040 年度) | 令和 32 年度<br>(2050 年度) |
|--------------|-----------------|-----|-------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
|              |                 |     |                               |                       |                       |                       |
| 公用車の<br>電動車化 | 公用車の台数          |     | 108 台                         | 102 台<br>(△6 台)       | 92 台<br>(△16 台)       | 83 台<br>(△25 台)       |
|              | 電動車導入率          |     | 9.2%<br>(10 台)                | 29.4%<br>(30 台)       | 63.0%<br>(58 台)       | 100.0%<br>(83 台)      |
|              | ガソリン使用量の<br>削減率 |     | -                             | 20%削減                 | 60%削減                 | 90%削減                 |

イ 実施方法

- 全庁的に、公用車の適正配置を検証し、公用車数の削減に努める。
- 費用効率が悪い公用車を中心に、更新時期に合わせ、電動車へ切り替える。
- 公用車の電動化計画に基づき、中長期的、段階的な電動車導入を図る。

## 第7章 計画の進行管理等

### 1 計画の進行管理の考え方

本計画の進行管理は、PDCAによる継続的改善に基づき、温室効果ガスの総排出量の削減を着実に推進するものとします。

### 2 研修・意識啓発等

本計画の取組内容について周知徹底を図り取組みを推進していくために、研修会・朝会等の場で職員に研修を実施します。

### 3 見直し

本市の事務・事業の動向や取組状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ計画の内容の見直しを行います。

### 4 公表

市の事務・事業による温室効果ガスの排出量や取組状況等について、市ホームページ等により公表します。